

# 青森県報

号外第六号

令和五年  
二月十日  
(金曜日)

## 目次

### 公安委員会

○役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(施設課) ……一

## 公 安 委 員 会

### 青森県警察本部長告示第七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約(警備艇船舶保険に係るもの、交通安全施設の機械保険に係るもの及び警察車両の自動車任意保険に係るものに限る。以下「役務契約」という。)を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)、競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、政令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する政令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

令和五年二月十日

青森県警察本部長 磯 丈 男

#### 一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であって、次のいずれにも該当しない者とする。

(一) 政令第六十七條の四第一項の規定に該当する者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)

(二) 政令第六十七條の四第二項各号(政令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に関し許認可を必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。))第二条第二号に規定する暴力団をいう。)

(五) 次に掲げる者

ア 暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)

イ 役員等(役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)  
が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し、金品その他財産上の利益の供与(以下「金品等の供与」という。))をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であって、当該契約の金額に対応する等級に格付された者とする。

(一) 損害保険の年間元受保険料

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。))の直前二年の各事業年度における損害保険の年間元受保険料及び平均元受保険料

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。))にお

ける自己資本額（純資産の部の合計額）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) ソルベンシー・マージン比率

決算におけるソルベンシー・マージン比率

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001:2015）の認証取得の有無

(七) 青森県健康経営事業所認定取得

青森県が定めた青森県健康経営事業所の認定について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

(八) 「あおもり働き方改革推進企業」認証取得

青森県が定めた「あおもり働き方改革推進企業」の認証について、審査基準日における取得の有無を記載するものとする。

(九) 県内における支社数

審査基準日における青森県内の支店、営業所、出張所の数を記載する。ただし、代理店は含まないものとする。

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められた場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、令和五年二月十日から同月二十七日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限

りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部警務部施設課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）

貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度（一年分）の原本

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

(五) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) 青森県健康経営事業所認定証の写し

(九) あおもり働き方改革推進企業認証書の写し

(十) 役員等一覧表（様式第三号）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(十)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、書面にて申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による資格審査結果の通知において指定する日から令和七年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

資格審査の結果の通知を受けた者は、次に掲げる事項について変更があったとき

(ただし、3については、新たに就任した場合に限る。) 、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(様式第四号)を提出しなければならない。

ただし、1及び2に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを、3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(様式第三号)を添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者、取締役、監査役等の役員

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、令和七年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象並びに資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

九 その他

役務契約に係る各保険の内容等については、次のとおりとする。

1 警備艇船舶保険(別添1)

2 交通安全施設の機械保険(別添2)

3 警察車両の自動車任意保険(別添3)

様式第1号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

## 競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(警備艇船舶保険、交通安全施設の機械保険、警察車両の自動車任意保険に限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

# 経営規模等総括表

区分 新規・継続

区分 役務の提供 番号

審査値 格付

フリガナ 商号名称				代表者 職氏名		
住所	〒			電話番号		
所在地	〒			FAX番号		
主たる営業所	〒			電話番号		
等住所				FAX番号		
希望する業務	役務の提供					
希望する業務種	○で囲んで (1)警備艇船舶保険 (2)交通安全施設の機械保険 (3)警察車両の自動車任意保険 ください					
損害保険の年間元受保険料	直前第2年度決算 ① 百万円	直前第1年度決算 ② 百万円	年間平均元受保険料 (①+②)/2 百万円	職務		
自己資本額	資本金(元入金) 純資産合計 百万円		その他 百万円	計	人	
職員数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計	人	
ソルベンシー・レージョン比率	ソルベンシー・レージョン総額 ① 百万円	リスク合計額 ② 百万円	ソルベンシー・レージョン比率 (①÷(②×0.5))×100 %			
営業年数	創業日 年月日	現組織変更日 年月日	営業中新期間 年月～年月	通算年数 年		
障害者雇用状況	障害者雇用状況報告義務 法定雇用率達成 有	有	無	雇用障害者数 人	無	
ISO認証取得	有 (ISO9001、ISO14001)		無			
青森県警備艇船舶保険 [おとり働き方改革推進型] 認証取得	有		無			
県内における支社 数(支店、営業所、 出張所含む。代理 店(含まない。))	支社名	従業員	支社名	従業員	県内における 支社数 社	

注) 太枠の欄は記入しなさい。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電話番号	
		FAX番号	
2	〒	電話番号	
		FAX番号	
3	〒	電話番号	
		FAX番号	
4	〒	電話番号	
		FAX番号	
5	〒	電話番号	
		FAX番号	
6	〒	電話番号	
		FAX番号	
7	〒	電話番号	
		FAX番号	
8	〒	電話番号	
		FAX番号	
9	〒	電話番号	
		FAX番号	
10	〒	電話番号	
		FAX番号	
11	〒	電話番号	
		FAX番号	
12	〒	電話番号	
		FAX番号	
13	〒	電話番号	
		FAX番号	
14	〒	電話番号	
		FAX番号	
15	〒	電話番号	
		FAX番号	
16	〒	電話番号	
		FAX番号	



船舶保険の内容

別添 1

- 1 本船明細
  - (1) 船種 警備艇
  - (2) 進水年 1997年進水
  - (3) 総トン数 41トン
- 2 航路制限 日本全沿岸
- 3 乗組員国籍 日本国
- 4 保険期間 1年間
- 5 適用約款
  - (1) 船舶保険普通保険約款
  - (2) 船舶保険第6種特別約款
  - (3) 船舶戦争保険特別約款
  - (4) 船舶戦争保険追加担保特別条項 (B)
  - (5) 船主責任保険特別約款
  - (6) 汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項
  - (7) 曳航者賠償責任保険特別約款
  - (8) 汚染損害に関する曳航者賠償責任保険追加担保特別条項
- 6 保険金額 400,000,000円
- 7 修繕費からの控除額 100,000円
  - 1 事故 100,000円

※ ただし、荒天、主機・補機・その他の機器の事故、船体の欠陥、船長・乗組員・水先案内人の故意過失、修繕者・用船者の過失、原子核反応によって生じた修繕費からのみ控除する。本控除額については、修繕費が10万円を超過した時点で、最初から起算して支払うフランチャイズ方式
- 8 保険条件
  - (1) 船主責任
 

てん補限度額	1,000,000,000円
控除額 (基本)	100,000円
控除額 (汚染)	100,000円
  - (2) 曳航者賠償
 

てん補限度額	100,000,000円
控除額 (基本)	100,000円
控除額 (汚染)	100,000円

※ 上記控除額はいずれもフランチャイズ方式

機械保険対象一覧

別添 2

交通安全施設名	基数	単価	対象金額
信号機	2,519	5,120 千円	12,897,280 千円
灯火式大型道路標識	276	850 千円	234,600 千円
可変式道路標識	100	1,870 千円	187,000 千円
交通情報板	42	19,380 千円	813,960 千円
気象情報装置	3	12,000 千円	36,000 千円
対向車接近表示装置	10	5,600 千円	56,000 千円
テレビカメラ	34	8,470 千円	287,980 千円
無人速度違反自動取締装置	1	40,000 千円	40,000 千円
	計		14,552,820 千円

※ 基数については、令和4年3月現在のものであり、契約時に変更となる場合があります。

保険内容

原状回復の対象とする損害	車両等の衝突事故 (事故当事者が、損害を補償する場合は除く。)	
	第三者のいたずらによる事故 (当事者が、損害を補償する場合は除く。)	シヨート、スバーク、過電流等の電氣的事故
	落雷による事故	警察職員の誤操作又は過失による事故
免責金額	1事故につき、300,000円 (フランチャイズ方式) とする	
付帯特約		
交通安全機械包括契約特約		
臨時費用不担保特約		
管球類特約		
基礎及び支柱担保特約		
加害者判明分不担保特約 (解決に至らない場合は担保)		

警察車両自動車任意保険の内容「令和 4 年度実績（保険期間除く。）」

1 対象車両

861台

※ 台数については、令和 4 年 4 月現在のものであり、契約時に変更となる場合があります。

2 保証内容

- |   |             |
|---|-------------|
| (1) 対人賠償金額                              | 2,000万円     |
| (2) 対物賠償金額                              | 300万円（免責無し） |
| (3) 人身・物件交通事故発生時の示談（和解）交渉付              |             |
| (4) 対物全損時修理差額費用特約付（50万円まで）              |             |
| (5) 不担保特約 対人臨時費用、自損事故傷害及び無保険車事故傷害       |             |
| (6) 運転者年齢条件 年齢を問わず担保警察職員（他県警察職員含む。）とする。 |             |

※ 優良割引率 45% 多数割引 5%

（保険期間令和 4 年 4 月 11 日から令和 5 年 4 月 11 日における率）

3 保険期間

令和 5 年 4 月 11 日午後 4 時から令和 6 年 4 月 11 日午後 4 時まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円